

建設業許可を受けるための要件

(1/1P)

建設工事の種類ごとに次の要件を満たさなければなりません。

要件の種類	要件内容	
	一般建設業	特定建設業
経営業務管理責任者を配置すること	<p>法人の場合は常勤役員、個人の場合は事業主または支配人登記した支配人であり、次のいずれかに該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 役員として5年以上建設業に係る経営業務管理者としての経験があること 2 権限の委任を受け準ずる地位として5年以上建設業の経営業務管理者としての経験があること (例 執行役員、支店長、営業所長等) 3 準ずる地位として6年以上経営業務管理責任者を補助した経験があること 	
専任技術者を配置すること	<p>次のいずれかに該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定学科を修了し高等学校卒業後5年以上、または同様に大学卒業後3年以上の実務経験を有する者 2 許可を受けようとする業種に係る建設工事に10年以上の実務経験を有する者 3 許可を受けようとする業種に係る技術者資格を有する者(例 施工管理技士、建築士、技術士等) 	<p>次のいずれかに該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 許可を受けようとする業種に関連する資格、免許を有する者 2 左記の一般建設業のいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする業種の建設工事で、元請として4,500万円以上の工事について2年以上の指導監督的な実務経験を有する者 3 国土交通大臣が上記1・2に掲げる者と同等以上の能力を有すると認めた者 4 指定建設業(土木一式工事、建築一式工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、電気工事及び造園工事)の場合は、上記1または3に該当する者
請負契約に関して誠実性があること	<p>法人の場合はその法人、役員、支店長等、個人の場合は事業主または支配人が、請負契約に関し不正な行為(詐欺、脅迫、横領等の違反行為)または不誠実な行為(工事内容・工事期間等の請負契約違反行為)をするおそれが明らかでないこと</p>	
財産的基礎・金銭的信用を有していること	<p>次のいずれかに該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 純資産の額が500万円以上あること 2 500万円以上の資金調達能力があること 3 許可申請長句前の過去5年間許可を受けて継続して建設業を営業した実績があること 	<p>次のすべてに該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと 2 流動比率が75%以上あること 3 資本金が2,000万円以上あること 4 純資産の額が4,000万円以上あること
欠格要件に該当しない	<p>次のいずれにも該当しないこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 許可申請書・添付書類中に重要な事項について虚偽の記載をしたり、重要な事実の記載が欠けているとき 2 成年被後見人もしくは被補佐人または破産者で復権を得ない者 3 不正の手段により許可を受けたことなどにより、その許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者 4 許可を取り消されるのを避けるため廃業の届出をした者で、その届出の日から5年を経過しない者 5 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害をおよぼしたとき、または危害を及ぼすおそれが大きいとき 6 請負契約に関し不誠実な行為をしたことにより営業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者 7 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けなくなった日から5年を経過しない者 8 一定の法令に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を受けなくなった日から5年を経過しない者 9 役員等に暴力団や過去5年以内に暴力団員だった者が含まれている法人。暴力団員等である個人、暴力団員等に事業活動を支配されている者 	
暴力団構成員でないこと	<p>暴力団の構成員でないこと。</p>	